

平成28年度 政策評価に関する統一研修

規制の事前評価に関する研修

第1部 総論

制度に関する基本的事項

本日の研修の流れ

	時間	内 容
第1部 総論 (講義)	9:50~10:40	(1) 制度に関する基本的事項 講師：(株)日本能率協会総合研究所
	10:40~10:50	休憩
	10:50~11:50	(2) 英国における規制の政策評価の取組 講師：岸本 充生 東京大学公共政策大学院特任教授
	11:50~13:10	昼休憩
第2部 演習	13:10~13:30	イントロダクション ・演習の進め方の説明
	13:30~14:20	演習課題① ・演習課題の実施 (35分) ・発表及び解説 (15分)
	14:20~15:40	演習課題② ・演習課題の実施 (55分) ・発表及び解説 (25分)
	15:40~15:50	休憩
	15:50~16:40	演習課題③ ・演習課題の実施 (35分) ・発表及び解説 (15分)
	16:40~16:55	質疑応答、まとめ

研修内容

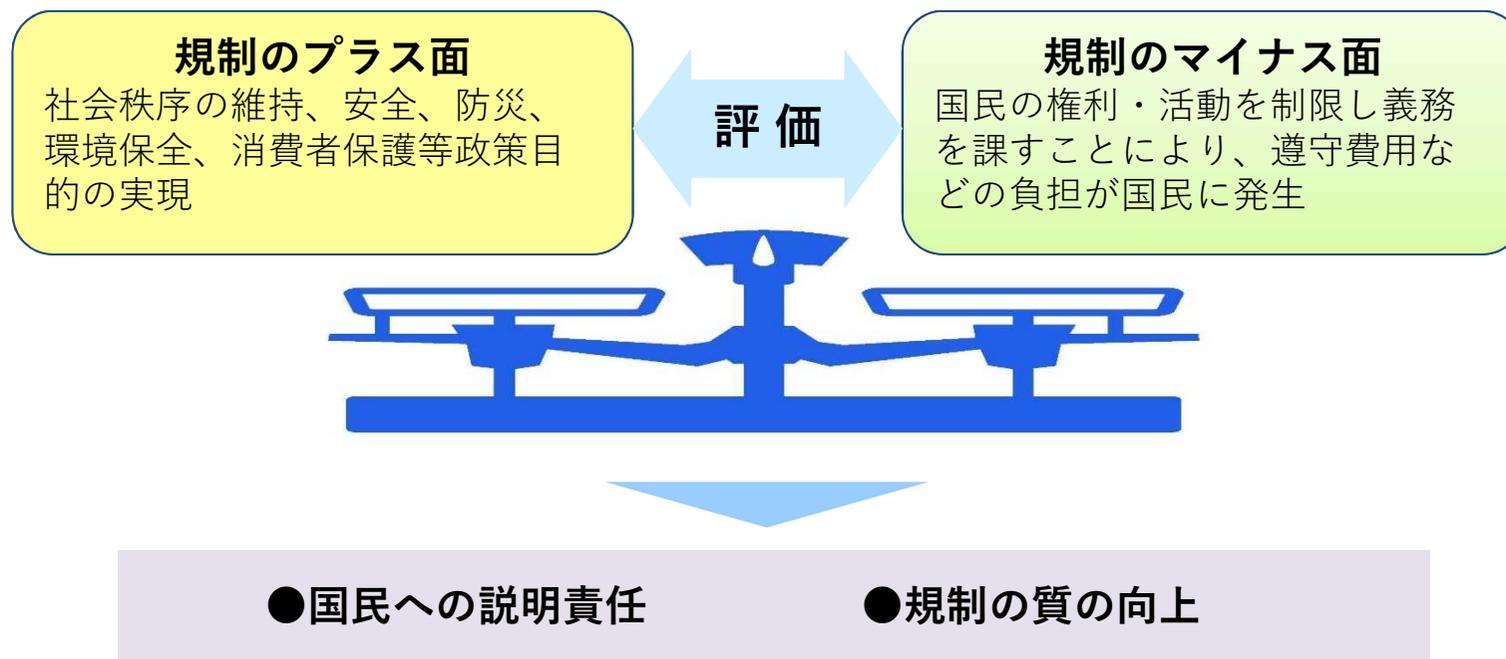
- 規制の事前評価とは 3
- 規制の事前評価の対象政策 4
- 規制の事前評価の評価単位 5
- 規制の事前評価の進め方 6
- Step1 規制の目的、内容及び必要性の定義 7
- Step2 費用及び便益の分析（共通事項の設定） 11
- Step3 費用及び便益の分析（費用の分析） 14
- Step4 費用及び便益の分析（便益の分析） 15
- Step5 費用と便益の関係の分析 16
- Step6 代替案との比較 20
- Step7 評価書への反映 21

【参考資料】

- ・ 規制の事前評価の実施に関するガイドライン
- ・ 規制の事前評価マニュアル（案）
- ・ 資料編

規制の事前評価とは

規制の事前評価とは、規制を行うプラス面とマイナス面を評価し、国民への説明責任の向上、規制の質の向上を図ること。



平成19年10月から規制の新設・改廃時にその効果・負担等について事前評価を行い、公表することを義務付け

規制の事前評価の対象政策

事前評価を行うことが義務付けられる政策

「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策」

したがって、次の政策は対象外

- 「国民」に対する作用ではない規定
- 「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定
- その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定

【対象外となるケース（詳細）】

①一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定

- ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
- ・ 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人等のみ適用される規定
- ・ 公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生、外国人又は外国法人のみ適用される規定

②犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定

③市民社会における対等な私人間のルールを定める規定

④国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定

⑤社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定

※事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針に基づき、積極的かつ自主的に規制の事前評価を行うよう努めるべきである。

[規制の事前評価の実施に関するガイドライン II 1参照]

規制の事前評価の評価単位

評価単位として、以下の2つのユニットに留意します。

①上位法令と下位法令にわたるユニット (縦のユニット)

上位法令と下位法令の条項の規定が一体となって規制の内容を構成しているものは、適切な評価の単位(ユニット)を設定します。

→それぞれの法令レベルごとに評価書及びその要旨を作成するのか、又は一括して評価書等を作成するのかを検討。

→上位法令と下位法令について一括して評価を実施した時点から、下位法令の内容に実質的に変更が生じるなど、評価を行う必要が生じた場合には、下位法令の改正時点で、改めて当該下位法令について評価を実施する。

②複数条項にわたるユニット (横のユニット)

関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位(ユニット)で評価を行います。

法律及び政令に基づく規制を一体として評価した例

政策名称(評価書)	根拠法令
検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の範囲の見直し (平成24年度 総務省)	・ 消防法施行令 ・ 消防法施行規則等
医薬品の販売業等に関する規制の見直し及び指定薬物の所持等の禁止について (平成25年度 厚生労働省)	・ 薬事法 ・ 薬事法施行令

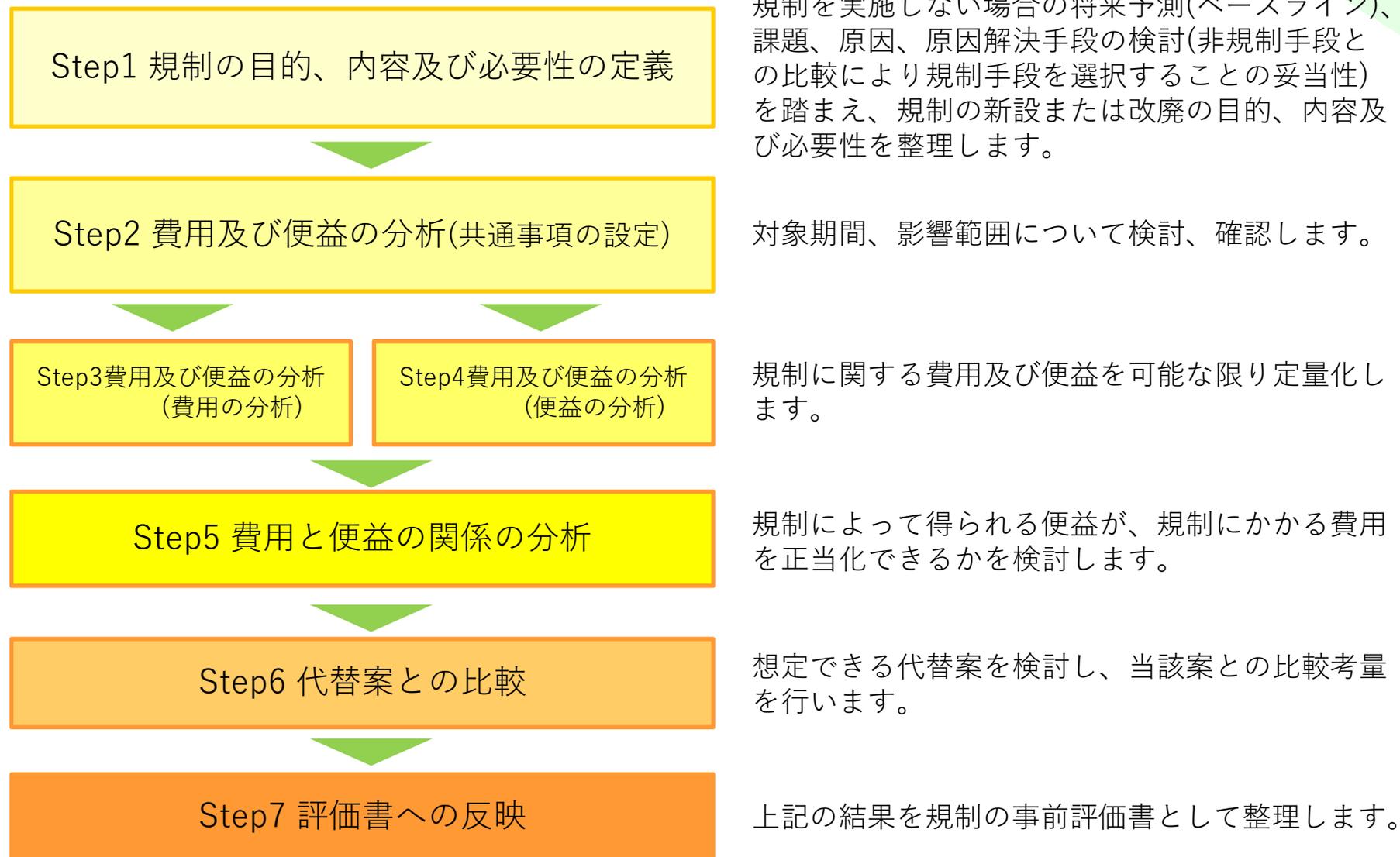
規制が法律の複数の条項や内容にわたる例

政策名称	根拠法令	関連条項・内容
労働者派遣に係る期間制限の見直し (平成25年度 厚生労働省)	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	派遣労働者個人単位の期間制限
		派遣先の事業所単位の期間制限
		期間制限違反

[規制の事前評価の実施に関するガイドライン II 2参照]

規制の事前評価の進め方

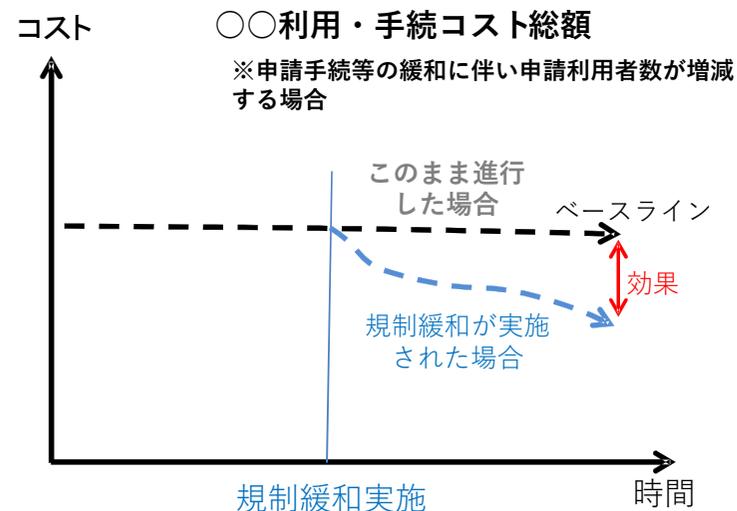
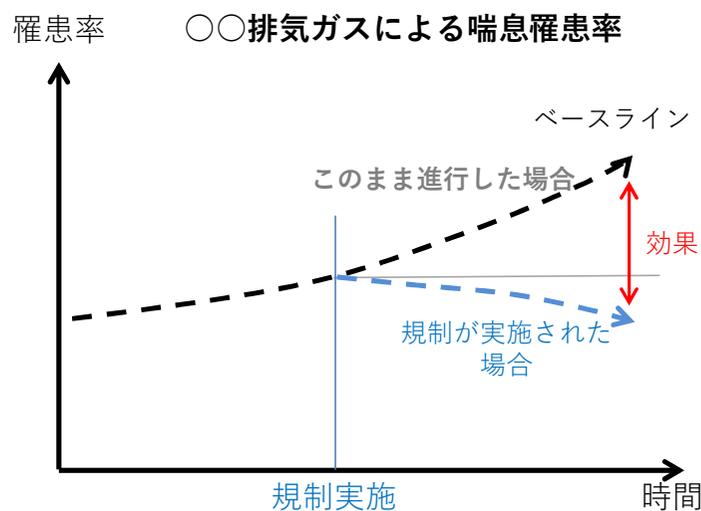
規制の事前評価に当たっては、概ね次の7ステップで進めます。



Step1 規制の目的、内容及び必要性の定義 ~ベースライン

このまま行けばどうなるか、比較考量するためのベースラインを設定します。

- 規制の事前評価に当たっては、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」と「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較分析することとなります。ここで、前者の**規制を行わない場合に想定される状況をベースライン**といいます。
- ベースラインは、規制以外は、何の対策や措置をとっていない状態です。ベースラインを明確にしておくことは、分析上極めて重要といえます。
- 以上は**規制緩和**の場合についても同様です。規制を緩和する場合は、これまでどおり規制を継続していく状態をベースラインとしてください。
- ベースラインは、一般的には過去のトレンドを採用していくことが通常ですが、**外部要因等を含めた今後の予測を考慮したもの**でなければなりません。**現在行っている施策や政策が将来に与える影響を反映したベースライン**とすべきです。
- なお、後出の代替案との比較を検討する際もベースラインをもとに評価を行うこととなります。

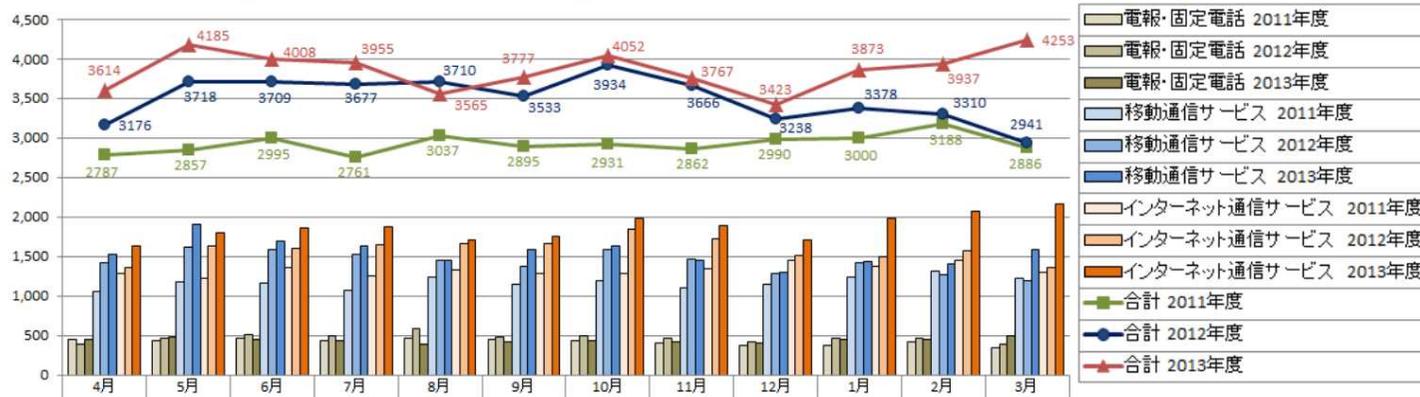


Step1 規制の目的、内容及び必要性の定義 ~ベースライン

ベースラインを明確にするために、できるだけ定量化した現状分析が必要です。

文言による記述だけでなく、規制に関する現状の補足説明等として、例えば以下の例のように数値の根拠(時系列等が効果的)などを記載するよう心がけてください。現状の関連数値の動向を分析し、今後の予測を踏まえた上で、ベースラインを設定してください。

2013年度(平成25年度)－2011年度(平成23年度)における電気通信サービスに係る苦情・相談件数の推移



規制の事前評価書 総務省「電気通信サービスにおける利用者保護規律の見直し・充実」(H27年) より抜粋

75歳以上の運転免許保有者数の推移



注:平成27年以後については財団法人全日本交通安全協会による「運転免許保有者数等の警察庁資料 将来推計に関する調査研究」(平成24年3月)の運転免許保有者数の推計値に基づく。

Step1 規制の目的、内容及び必要性の定義 ~現状及び問題点、規制の内容

できるだけ数値等を盛り込み、規制の必要性を記載します。

なぜ規制を行うのか、その背景、問題意識、根拠、また規制の概要を記載します。

具体的には、「**現状及び問題点**」、「**規制の内容**」と分けて記載すると分かりやすくなります。

	記載のポイント
現状及び問題点	<ul style="list-style-type: none">• 現在の制度や政策体系の現状を踏まえ、問題となっている点を記載します。• 現状を維持した場合にどのような不都合が生じるか、将来どのような状態が見込まれるか、問題の発生原因等に留意して記載します。
規制の内容	<ul style="list-style-type: none">• 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を記載します。• 行政が関与する必要性、関与を強める(弱める)必要性、関与をやめる必要性を記載します。• 便益が発生することが分かるように分かりやすく記載します。• 規制緩和の場合は、緩和後の規制の必要性についても記載します。

Step1 規制の目的、内容及び必要性の定義 ~規制以外の政策手段

そもそも規制が必要なのか、規制以外の政策手段の可能性についても検討します。

規制以外の政策手段として、経済的インセンティブ、情報提供、自発的アプローチ等があります。

区分	取組	内容
経済的インセンティブ	課税、課徴金	規制対象の行動や行動の結果に対して、税金を課したり、課徴金を追加し、規制に代わる行動を促す。
	助成金、税制優遇	規制の対象となる行動等を行わないことやその結果に対して、助成金を交付したり、税制優遇を行うことで、規制に代わる行動を促す。
	取引可能な許可	二酸化炭素排出権取引にみられるように、取引可能な所有権や許可を設定し、規制に代わる行動を促す。
情報提供	啓発、キャンペーン	キャンペーンにより、十分な周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
	きめ細かな情報提供	きめ細かな情報提供等により、周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
自発的アプローチ	強制力のない認証制度、品質保証マーク等	強制力はないものの、認証制度や品質保証マーク等により取得した資格等により、対外的に認知度等が高まる。
	保証協定	自主的な保証協定の締結を促すことで、品質等の確保などの行動を促す。
	ガイダンス、行動規範	ガイダンスや行動規範を提示し、取組を促すことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。
	自主基準、自主規制	自主基準や自主規制を実施してもらうことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。

* 英国内閣府、豪・NZのRIAガイドラインの事例を基に整理。

Step2 費用及び便益の分析(共通事項の設定) ～分析対象期間、影響の特定

分析の事前準備として、分析対象期間、影響の特定について検討します。

【分析対象期間】

- 分析対象期間は、規制を行った場合、その効果が表れるまでの間にタイムラグが生じることを想定し、十分な期間を設定します。
※分析対象期間は、個別の規制の内容によって異なります。

【影響の特定】

- 規制の新設又は改廃によって発生・増減することが見込まれる具体的な要素を抽出、特定します。
→想定される影響を洗い出します。同時に受益者や利害関係者といった主体を明らかにしておきます。
(誰にどのような影響があるのかを明確にします)
→良い影響を与えるものを「便益」、悪い影響となるものを「費用」とします。
費用の節約となるものは「便益」、便益が減少するものは「費用」と考えます。
- 漏れがないようにするため、影響を体系的に整理することが重要です。

※例えば、診療所等において火災発生時に利用者の避難が遅れることによる被害を防止するため、スプリンクラー設備等設置の基準を見直した(規制を厳しくした)場合

- **これまで設置義務のなかった事業所**：新たに「設置にかかる準備、費用」「届出に関する事務手続き」「従業員に対する避難に関する教育、啓発」などの手間や費用がかかる。
一方で火災時等に被害者数などが減少することが予想されるため、物的損害や人的被害補償等が軽減される。
- **スプリンクラー設置事業者**：設置する事業者が増えるため、対応のための業務量が増加し、売上が増える。
- **監督行政庁**：設置等に関する事業所への点検、報告チェックなどの事務量が増加する。
- **施設や事業所の利用者**：火災時等において特に高齢者・障がい者等において、逃げ遅れなどの被害者数が減少する。
※設置義務がなかった事業所への費用の負担が大きい場合は、当該事業所の縮小や廃業のケースが発生することも考えられる。その場合には、利用者にとって施設を利用する際の競争率が高くなり、施設を利用しにくくなることもある。

Step2 費用及び便益の分析(共通事項の設定) ～費用区分

費用は遵守費用、行政費用、その他の社会的費用に分けて考えます。

費用区分	考え方	例
遵守費用	<ul style="list-style-type: none">規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。規制を受ける側にとって最も関心のある費用であるため、十分な検討を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none">行政への申請費用（書類の作成や提出等）国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持管理等）、ライセンス取得費等
行政費用	<ul style="list-style-type: none">規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用や規制導入後に要する費用が含まれる。主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）も明記する。行政が関与することの適否の判断や継続的に必要となる費用が明らかになるなど、評価のための情報として重要である。	<ul style="list-style-type: none">制度化のための研究や必要な施設、設備等検査、認証、モニタリング・評価、補助金など
その他の社会的費用	<ul style="list-style-type: none">規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合に記載する。広く社会経済全体や環境等に対する負の影響、規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかな場合には、その影響を考慮。	<ul style="list-style-type: none">規制することにより、関係する周辺の商業施設等への経済的負の影響

[規制の事前評価の実施に関するガイドライン II 3(2) イ 参照]

Step2 費用及び便益の分析(共通事項の設定) ～費用及び便益の算定

費用及び便益は、原単位×主体数×発生確率で算定します。

【費用及び便益の推計】

- 費用及び便益の推計は、基本的に以下の算定式で推計します。
費用については、初期に必要となる費用、継続的に必要となる費用、さらには将来の一定の時期に必要な費用など様々な費用の発生時期に留意した分析を行う必要があります。

費用・便益の算定	=	原単位	×	主体数	×	発生確率
		1単位当たり(1人当たり、1社当たりなどの費用や便益)		対象となる主体の数(人数、企業数など)		影響が発生する確率(何人・何社当たり発生など)

【算定イメージ】

区分		規制例	主体例	算定例
費用	遵守費用	XX汚染物質排出規制	汚染排出企業	汚染除去施設設置費用×排出企業数×該当企業割合 汚染除去施設維持管理費用×排出企業数×該当企業割合
	行政費用	審査・検査	行政	1回当たり審査・検査費用×該当企業者×審査・検査回数
便益	死亡者数の減少		国民(地域住民、従業員)	人命価値×死亡防止人数
	罹患者数の減少			罹患者の経済的損失(医療費+労働損失費用)×罹患防止人数

Step3 費用及び便益の分析(費用の分析) ～費用算出例

費用の算定に当たっては、初期費用・継続費用に分けると算定しやすくなります。

【遵守費用算出項目例】

	初回費用	継続費用
内部実施費用	事務作業費用 =労働単価(円/時)×事務処理時間(時/回) ×年間処理回数(回/年)×該当企業数(社)	※基本的に左記と同様の算定方法ですが、例えば隔年実施など、実施回数の頻度に留意します。
外注費用	事務作業費用 =1回当たり調達費用(円/回)×年間実施回数(回/年) ×該当企業数(社)	

【行政費用算出項目例】

例	初回費用	継続費用
研修実施	研修費用(円/回)×年間実施回数(回/年) ×対象主体数(社、団体)	※基本的に左記と同様の算定方法ですが、例えば隔年実施など、実施回数の頻度に留意します。
認可・認証、審査、検査、モニタリング	労働費用(円/時・日)×1回当たり作業時間(時・日/回) ×年間実施回数(回/年)×対象主体数(社、団体)	
事業者支援(補助金等交付)	1主体当たり補助額(円/社、団体)×対象主体数(社、団体) ×実施回数(回/年)	

[規制の事前評価マニュアル(案) P15-16 参照]

Step4 費用及び便益の分析(便益の分析) ～便益の要素

便益の要素(便益を考える際の視点)としては以下のような例が考えられます。

分野\主体	消費者・労働者・国民	事業者・サービス提供者
労働安全の確保 労働環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> •死亡、疾病(傷害)リスクの低下 •事故件数・発生率の減少 •医療費の低下 	<ul style="list-style-type: none"> •労災保障費の減少 •事業者収入の増加 •事業生産性の向上 •労働者モラル低下等防止に対する費用の低下
交通安全の向上	<ul style="list-style-type: none"> •人的損失(死亡、傷害)額の低下 •物的損失額の低下 •渋滞損失額の低下(移動時間の短縮) 	<ul style="list-style-type: none"> •運輸事業損失の低下 •運輸事業環境の向上
サービスの向上 手続き規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> •サービス・利便性の向上 •待ち時間・手続き時間の減少 	<ul style="list-style-type: none"> •企業競争力の向上 •リコールの減少 •書類手続き等の簡素化
環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> •死亡、疾病(傷害)リスクの低下 •医療費の低下 	<ul style="list-style-type: none"> •労災補償費の減少 •事業生産性の向上
適正な建築基準の 推進	<ul style="list-style-type: none"> •火災による死亡・傷害リスクの低下 •傷害リスクの低下 	<ul style="list-style-type: none"> •事業者の技術力向上 •事業者の競争力の向上
公共交通の推進	<ul style="list-style-type: none"> •料金負担者の適正化 •移動費用の低下 	<ul style="list-style-type: none"> •差別的価格設定の低減

[規制の事前評価マニュアル (案) P37 参照]

Step5 費用と便益の関係の分析 ～原単位の例

原単位の例として以下が挙げられます。

【人の時間価値】

- 人の時間価値（業務目的）の原単位は、雇用主が負担する労働費用（賃金等）を基に設定します。
 - 労働費用の算定のための就業者の就労時間及び賃金等のデータについては、
 - ・信頼できる機関が継続的に公表しているデータを独自に推計・加工することなく直接使用すること
 - ・データ収集上可能な限り、対象となる範囲全体の平均値を代表値として用いることが望まれます。
- 具体的には、以下の統計データを活用することが考えられます。

①毎月勤労統計調査 (厚生労働省)	•常用労働者の平均就業時間及び平均賃金等を調査 (毎月調査)	365,627円 月間現金給与額 (産業計、事業所規模30人以上、 一般労働者)
②賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	•常用労働者及び臨時労働者の平均就業時間及び平均賃金等を調査 (年1回調査)	304.0千円 賃金 (一般労働者、42.3歳)
③民間給与実態統計調査 (国税庁)	•給与所得者の平均年間給与額を調査 (年1回調査)	4,849千円 平均給与額 (産業計、正規社員、45.6歳)

(参考：非業務目的の時間価値)

- 就業者の賃金率の50% “The value of time and benefit of time saving” 米国にて採用
- 「状況によって就業者の賃金率の20-90%と変動するが、平均は50%程度」”The Economics of Urban Transportation“(2007)

Step5 費用と便益の関係の分析 ~原単位の例

【死亡者一名当たり損失額】

ここでは、死亡者一名当たり損失額として、内閣府の「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書」（平成24年3月）における、交通事故被害者1名当たりの損失額(平成21年)を示しています。これによると、死亡者一名当たり損失額は、概ね2億4,500万円とされています。

単位：千円

内 訳		死亡	後遺傷害	傷害	
金銭的損失	人的損失	逸失利益・治療関係費・葬祭費	16,025	6,379	256
		慰謝料	12,290	1,485	300
		人的損失 計	28,315	7,864	555
	物的損失・事業主体損失・公的機関等損失		3,204	1,803	1,064
	金銭的損失 計		31,518	9,667	1,619
非金銭的損失	死傷損失	213,000	8,587	237	
総計(慰謝料分除外)		232,228	16,769	1,557	
総計(慰謝料分除外せず)		244,518	18,254	1,856	

※四捨五入のため、各集計欄の合計は必ずしも一致しない。

Step5 費用と便益の関係の分析 ~費用便益分析、費用効果分析、費用分析

分析の視点としては、費用便益分析、費用効果分析、費用分析があります。

手法	概要	備考
費用便益分析	費用と便益を同じ単位で比較する。 (ともに貨幣価値化されている) 純便益：便益－費用、費用対便益比：便益/費用	規制の効果を貨幣価値に置き換えられる場合は、費用便益分析を行い、効率的な方法となっているかどうかを分析する。
費用効果分析	費用と便益とを異なる単位で比較する。 (便益は定量化されている) 費用対効果比：便益/費用	規制の効果を貨幣価値に置き換えられない場合は、費用効果分析を行う。この場合、基本的には、規制に費やす費用と得られる効果の関係が妥当であるかどうか評価する。
費用分析	規制案や代替案の費用を比較する。	規制案が代替案に対して便益が同等または高い場合に用いられる。

Step5 費用と便益の関係の分析 ～定性評価の可能性

基本的に定量評価することが原則であるが、目的は便益が必要を正当化できるかどうか。

【定性的評価の実施に当たっての留意点】

- 分かりやすい評価とするためには、可能な限り定量的な分析を基に評価を行うことが望まれます。
- しかし、利用データの精度によって、便益の計測結果が大きく異なってくるケースもあります。無理な定量化を行うことがかえって適正な評価・分析に支障となる場合もあります。
- 厳密な費用便益を算出するのが目的ではなく、「規制がもたらす便益がその費用を正当化できること」を示すことが目的です。
- 定量化が困難な場合は、次の留意点を念頭に置いて適正な定性的評価を行うことも検討します。

- ①客観的な情報・事実関係等の動向を通して、具体的な効果等を明らかにするように努める。
- ②安易に「～の効果等が期待できる。」等のような表現とするのではなく、効果の具体的な発現の道筋を明らかにするように努める。
- ③可能な限り複数の視点から評価分析を行うことにより、評価内容の論理的な整合性、客観的な説得性の確保に努める。
- ④直接的な関係があるとは言い難い数値であっても、例えば、経済の動向やこれまでの類似指標の動向等を定性的な評価分析の補完資料として活用することも検討する。

Step6 代替案との比較

代替案との比較考量の実施は、説明責任上極めて重要です。

【代替案の設定について】

- 代替案の分析及び比較考量は、的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点から重要です。
- 規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては、有効な代替案が想定し難い場合があります。代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要となります。
- 規制緩和の場合、当該規制を廃止することが想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことを基本とします。当該規制を廃止することが想定されないときは、その旨を説明することが必要となります。
- なお、ベースラインは代替案として位置付けていません。

【代替案を検討するための視点】

視 点	内 容
①適用対象範囲の変更	適用対象範囲の拡大・縮小、または対象自体を変更したケースを想定
②対象の要件による変更	適用対象における要件の基準・定義・範囲を変更したケースを想定
③適用時期、発効時期の変更	適用や発効の時期やタイミングを変更したケースを想定
④規制の水準・レベルの変更	規制の水準・レベルをより厳格にした場合、緩和したケースを想定
⑤規制手段の変更	規制のやり方・手順などを変更したケースを想定（特に費用に影響）

Step7 評価書への反映

	政策の名称		
	法令案等の名称・関連条項		
Step1	規制の目的、内容及び必要性等		
Step6	想定される代替案		
	規制の費用	費用の要素	代替案の場合
	1. 遵守費用		
Step2 Step3	2. 行政費用		
	3. その他の社会的費用		
Step2 Step4	規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	政策評価の結果(費用と便益の分析等)		
Step5	有識者の見解その他関連事項		
	レビューを行う時期又は条件		

【参考】政策評価ポータルサイト

総務省トップ > 政策 > 国の行政制度・運営 > 行政評価 > 政策評価ポータルサイト

各行政機関の施策ごとに事前分析表、評価書、行政事業レビューシート、政策評価調書を一覧で見ることができるようよ。「政策評価」で検索してね。ほうほう。



「ひよちゃん」

政策評価
検索

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

平成28年度 政策評価に関する統一研修

規制の事前評価に関する研修

第1部 総論

英国における規制の政策評価の取組

～「英国における規制の政策評価に関する調査研究報告書」(H28.3) より～

本日の研修の流れ

	時間	内 容
第1部 総論 (講義)	9:50~10:40	(1) 制度に関する基本的事項 講師：(株)日本能率協会総合研究所
	10:40~10:50	休憩
	10:50~11:50	(2) 英国における規制の政策評価の取組 講師：岸本 充生 東京大学公共政策大学院特任教授
	11:50~13:10	昼休憩
第2部 演習	13:10~13:30	イントロダクション ・演習の進め方の説明
	13:30~14:20	演習課題① ・演習課題の実施 (35分) ・発表及び解説 (15分)
	14:20~15:40	演習課題② ・演習課題の実施 (55分) ・発表及び解説 (25分)
	15:40~15:50	休憩
	15:50~16:40	演習課題③ ・演習課題の実施 (35分) ・発表及び解説 (15分)
	16:40~16:55	質疑応答、まとめ

研修内容及び資料

- 英国現地調査日程 3
- 英国における規制制度の概要及び各機関の役割 4
- より良い規制事務局等関係機関の機能・役割 5
- 英国における影響評価の優良事例 6
- 英国の仕組みを参考とした日本の規制の政策評価
プロセス（法律の場合） 7
- 英国の取組及び日本への示唆 8
 - [参考①] ファストトラックのフローチャート 9
 - [参考②] 評価のための計算方法等の例示 10
 - [参考③] 計算フォーマットの実例 11

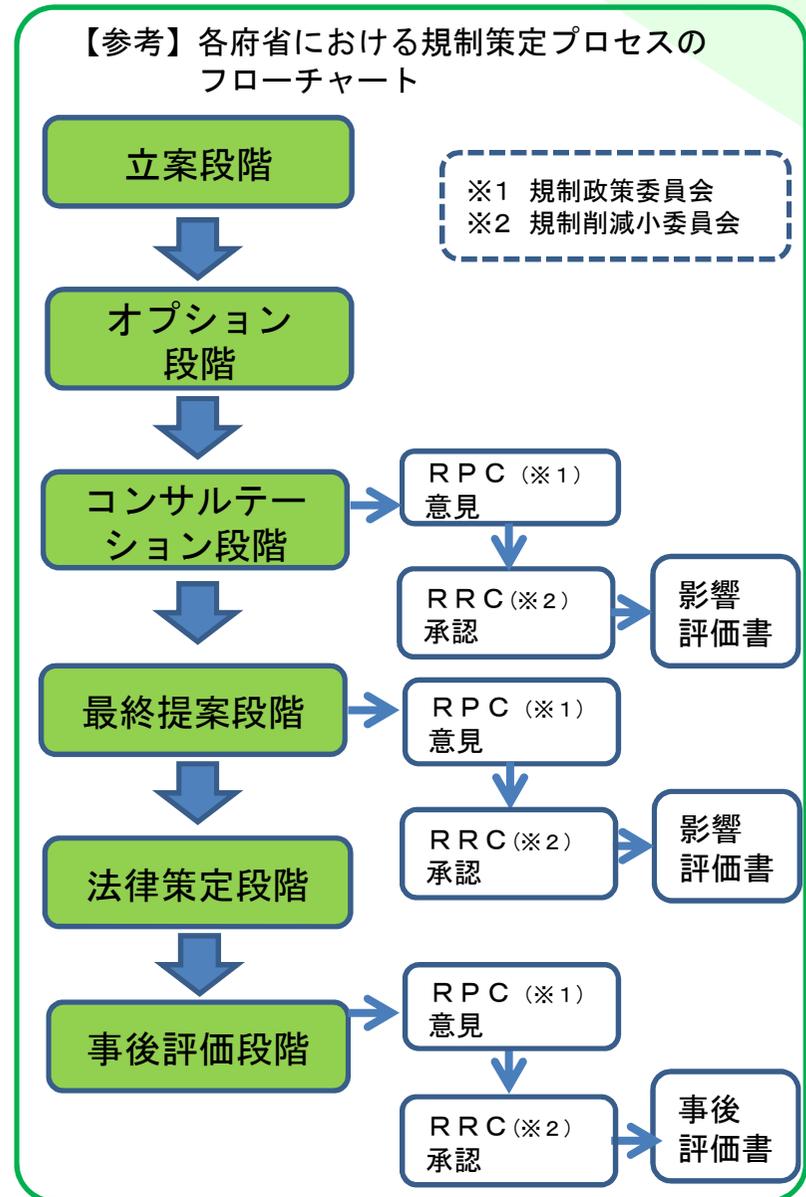
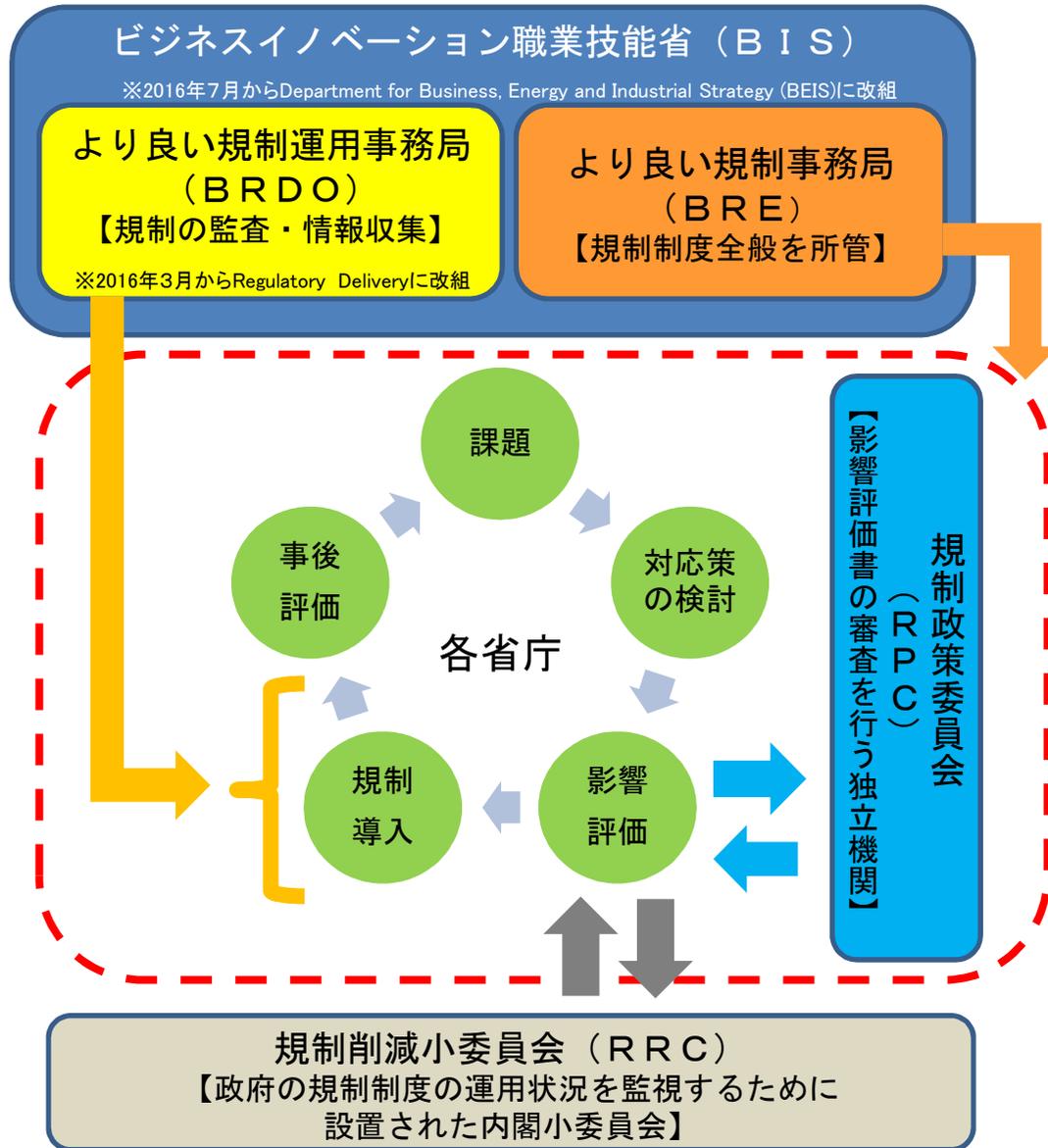
【参考資料】

「英国における規制の政策評価に関する調査研究 報告書」

調査日	調査対象機関
平成27年 11月9日	①ロンドンスクールオブエコノミクス（マーティン・ロッジ教授） ②環境食料農村地域省（D e f r a）
11月10日	①ビジネスイノベーション職業技能省・より良い規制事務局 （B I S ・ B R E） ②ビジネスイノベーション職業技能省・より良い規制運用事務局 （B I S ・ B R D O） ③規制政策委員会（R P C） ④運輸省（D f T）
11月11日	①保健省（D H） ②英国議会上院（リンジー伯爵）、規制政策委員会（ヴィール委員）、 キングスカレッジロンドン（ラグナー・ロフシュタッド教授） ③食品基準庁（F S A）
11月12日	①Reform(シンクタンク：リチャード・ハリーズ氏) ②エネルギー気候変動省（D E C C） ③ロンドンスクールオブエコノミクス（ロバート・ボールドウィン教授）

英国における規制制度の概要及び各機関の役割

【報告書 P3~6】



機関	役割・機能
<p>より良い規制事務局 (BRE : Better Regulation Executive)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制策定プロセスの流れや各機関の役割の決定など規制政策制度の全体を所管 各省庁の影響評価を支援、自省内の規制評価も監督
<p>規制政策委員会 (RPC : Regulatory Policy Committee)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁が実施した影響評価に対する第三者評価 結果に基づく見直し勧告
<p>規制削減小委員会 (RRC : Reducing Regulation sub-Committee)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府の規制の枠組みの運用状況を監視 影響評価書の承認を得て次の段階に進む
<p>より良い規制運用事務局 (BRDO : Better Regulation Delivery Office)</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク評価に基づく重要度を踏まえ、規制の運用状況が企業に及ぼす影響を監査

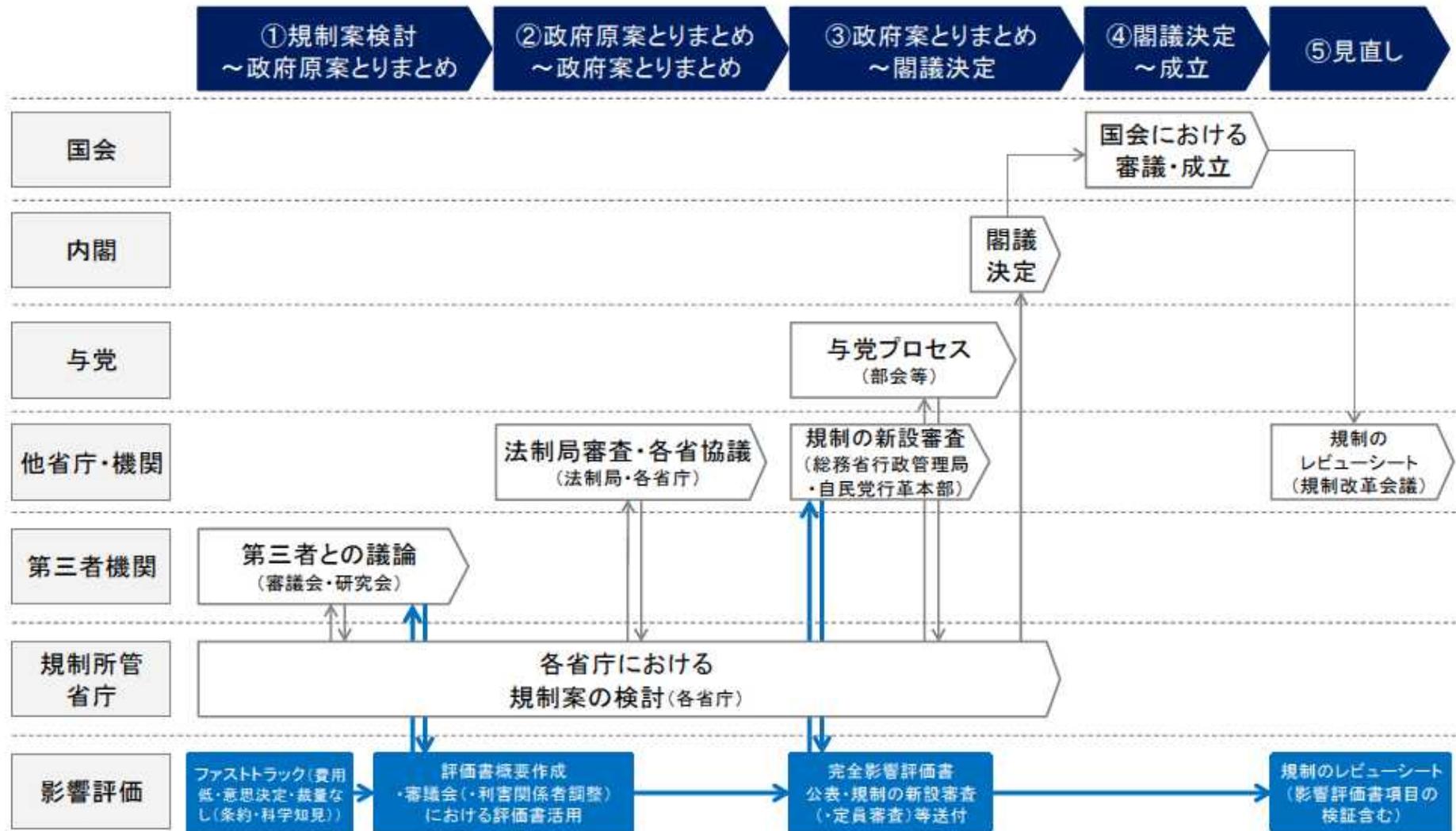
定量・定性評価の質が高い事例

- 安全性など定量化が困難な指標に対して、事故件数など可能な限り定量化を行うとともに柔軟に定性評価を取り入れている事例
(例：トラクターの重量・速度規制緩和)

規制政策委員会（RPC）の差戻し機能が有効に機能している事例

- ①規制政策委員会（RPC）から代替案がオプションとしての意味をなさないとの指摘を受けた規制所管省庁がオプションの再検討を行った事例
(例：薬剤師の処方誤りの免責)
- ②規制政策委員会（RPC）から算定した便益が過剰であるとの指摘を受けた規制所管省庁が便益の再推計を行った事例
(例：薬局におけるHIV家庭用検査キット販売)

英国の仕組みを参考とした日本の規制の政策評価プロセス(法律の場合) 【報告書 P56】



英国の取組

【ファストトラック】

規制緩和措置の迅速化や規制所管省庁の負担軽減を目的に、規制政策委員会の措置に対する精査プロセスが軽減されるとともに、小規模・零細企業評価や事後評価が免除される仕組み。
[参考①参照]

【評価のための計算方法等の例示】

英国財務省は「The Green Book」(英国政府における全ての政策やプログラム、プロジェクトの事前及び事後評価のための枠組み)において、評価のための計算方法及び各府省が共通的に使用する数値・単位を例示している。[参考②参照]

【計算フォーマット】

「企業が負担する年間正味費用相当額(EANCB)」の算出に当たっては、表計算ソフトを用いた影響評価の計算フォーマットである「Impact Assessment Calculator」を活用することで、簡便に計算することが可能となっている。
[参考③参照]

日本への示唆

【簡素化した評価手法の導入】

例えば国際条約に基づく規制など意思決定要素のないものには、精緻な費用便益分析までは求めない簡素化した評価手法を適用することにより、メリハリのある評価につながることを期待される。

【評価のための計算方法等の例示】

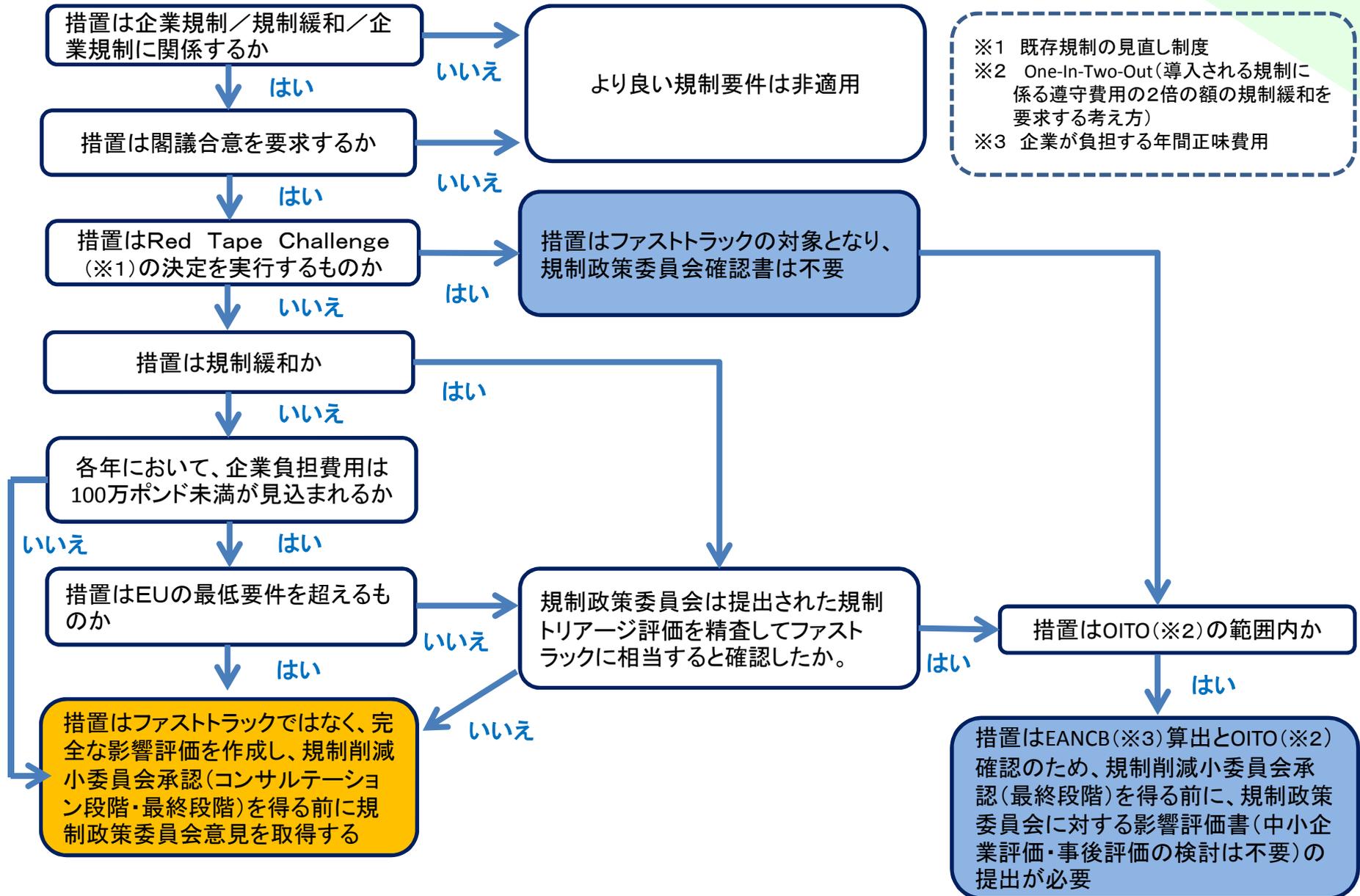
評価のための計算方法及び各府省が共通的に使用する数値・単位を例示することにより、評価の定量化及び評価の質の向上が期待される。

【計算フォーマットの導入】

表計算ソフトに単位×数量といった単純化した計算式を入力した「計算フォーマット」を用いることにより、簡便に費用又は便益を計算することが可能になる。

[参考①] ファストトラックのフローチャート

【報告書 P13~14】



計算方法の例示

○ 労働時間

従業員の労働時間のコストを見積もる際には正規職員に係る費用を使用し、基本給の他に年金保険料、国民健康保険料及び諸手当を含める。

数値の例示

○ 割引率

割引は、様々な時点で発生する費用と便益を比較するために用いる手法であり、人々は一般に財やサービスを将来よりも現在受け取る方を好むという原則に基づいている。

割引率は、全ての費用と便益を「現在価値」に換算するために用いられ、割引率を用いることによって費用と便益の比較が可能となる。英国で推奨されている割引率は、**3.5%**である。

○ 長期割引率

提案する事前評価が実質的に超長期における影響の割引に依存している場合、超長期間(30年超)に適用する割引率は、より低い数値を用いるべきである。英国では、超長期間の割引率として下表に掲載されている割引率を用いることが推奨されている。

表 長期割引率

年数	0-30年	31-75年	76-125年	126-200年	201-300年	301年以上
割引率	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%

単位の例示

○ 温室効果ガスの排出

温室効果ガスの排出に関する新たな政策、プロジェクト又はプログラムの影響は、二酸化炭素換算値(単位は100万トン)で示した炭素の削減量あるいは追加的な排出量で示されるべきである。

○ 騒音

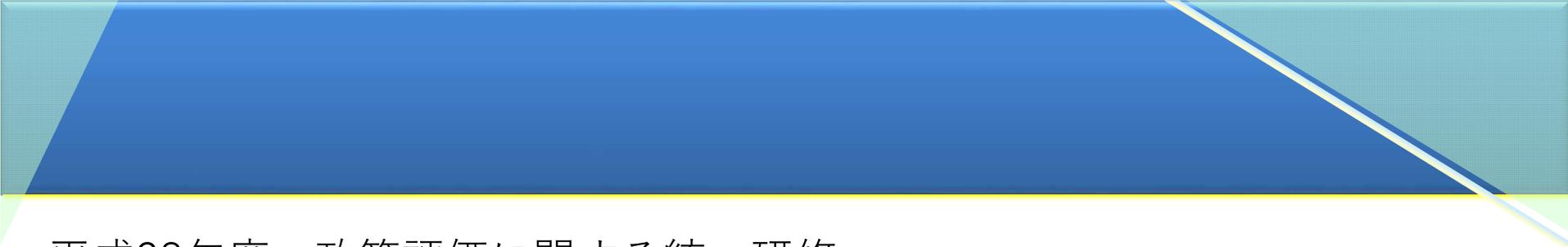
平均デシベル(dB(A))で測定される騒音レベルの上昇若しくは低下によって影響を受ける人々/世帯の数に基づき定量化することができる。

Percentage impact on business	Direct impact on business? YES/NO	Option 5 Year	Description of cost or benefit	FIGURES SHOULD BE ENTERED IN £M BASED ON CALENDAR YEARS (i.e. 12 months to 31 December in each year)										Nominal Total	Present Value Total	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
Transition Costs																
100%	YES	Transition Cost - Best Estimate														
		Low														
		High														
Annual Costs																
100%	YES	Annual Cost 1 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	YES	Annual Cost 2 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	NO	Annual Cost 3 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	NO	Annual Cost 4 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	NO	Annual Cost 5 - Best Estimate														
		Low														
		High														
Transition Benefits																
100%	YES	Transition Benefit - Best Estimate														
		Low														
		High														
Annual Benefits																
100%	YES	Annual Benefit 1 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	YES	Annual Benefit 2 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	NO	Annual Benefit 3 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	NO	Annual Benefit 4 - Best Estimate														
		Low														
		High														
100%	NO	Annual Benefit 5 - Best Estimate														
		Low														
		High														

【出典】Department for Business Innovation & Skills“Impact Assessment Calculator”
 【URL】 <https://www.gov.uk/government/publications/impact-assessment-calculator--3>

【概要】

「The Green Book」で示されている割引率(参考②参照)があらかじめ計算式として入力されており、現在価値を入力すると自動的に割引現在価値が計算される計算フォーマットとなっている。



平成28年度 政策評価に関する統一研修

規制の事前評価に関する研修

第2部 演習

本日の研修の流れ

	時間	内 容
第1部 総論 (講義)	9:50~10:40	(1) 制度に関する基本的事項 講師：(株)日本能率協会総合研究所
	10:40~10:50	休憩
	10:50~11:50	(2) 英国における規制の政策評価の取組 講師：岸本 充生 東京大学公共政策大学院特任教授
	11:50~13:10	昼休憩
第2部 演習	13:10~13:30	イントロダクション ・演習の進め方の説明
	13:30~14:20	演習課題1 ・演習課題の実施 (35分) ・発表及び解説 (15分)
	14:20~15:40	演習課題2 ・演習課題の実施 (55分) ・発表及び解説 (25分)
	15:40~15:50	休憩
	15:50~16:40	演習課題3 ・演習課題の実施 (35分) ・発表及び解説 (15分)
	16:40~16:55	質疑応答、まとめ

例題

<p>政策の名称</p>	<p>使用者に対する一定日数の年次有給休暇の時季指定の義務付け</p>						
<p>法令案等の名称・ 関連条項</p>	<p>労働基準法等の一部を改正する法律案にて労働基準法第39条第7項及び8項を新設</p>						
<p>規制の目的、内容 及び必要性等</p>	<p>【規制の目的・必要性】 一般労働者の年間総労働時間が2,000時間を上回る水準にある中、雇用者のうち労働時間が週60時間以上の者の割合が8.8%となっていることや、長時間労働に起因する脳・心臓疾患で死亡する労働者が例年100人を超えていること及び年次有給休暇の取得率が5割を下回っていること等の現状を踏まえ、長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策をより一層充実させるため、規制を実施する必要がある。 なお、過去3か年の年次有給休暇の取得率は以下のとおりである。</p> <p>平成26年就労条件総合調査（年次有給休暇取得率）</p> <table border="1" data-bbox="510 855 1357 967"> <thead> <tr> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49.3%</td> <td>47.1%</td> <td>28.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【規制の内容】 使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して年次有給休暇を与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない。）。これにより、労働者は毎年確実に5日の年次有給休暇を取得することとなる。</p>	平成24年	平成25年	平成26年	49.3%	47.1%	28.8%
平成24年	平成25年	平成26年					
49.3%	47.1%	28.8%					
<p>想定される 代替案</p>	<p>使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、本人の時季指定や計画的付与の動向と関わりなく、付与される年次有給休暇のうち5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。</p>						

例題

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
1. 遵守費用	使用者において、年次有給休暇を取得させた労働者の労働力を補うための費用が生じるものとする。また、取得方法に関わらず、使用者が毎年5日の年次有給休暇が取得されているかを把握する費用が発生する。	使用者において、年次有給休暇を取得させた労働者の労働力を補うための費用が、本人の時季指定や、計画的付与の動向と関わりなく5日分生じるものとする。また、義務の履行について行政により監督指導が行われるため、取得方法を分類した上で、使用者からの時季指定として毎年5日の年次有給休暇が取得されているか使用者が把握する必要が発生する。
2. 行政費用	国において、新たなルールの周知や定着のための費用が発生すると考える。また、義務の履行について監督指導を行うため、取得方法に関わらず、毎年5日の年次有給休暇が取得されているかを確認するための費用が発生する。	国において、新たなルールの周知や定着のための費用が発生すると考える。また、義務の履行について監督指導を行うため、取得方法を分類した上で、使用者からの時季指定として毎年5日の年次有給休暇が取得されているかを確認するための費用が発生する。
3. その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものとする。	5日分については、労働者本人の時季指定権がなくなることが考えられる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	年次有給休暇の確実な取得により、労働者の仕事と生活の調和が達成されるとともに、消費拡大効果や、労働時間の削減を通じ、時間単位の労働生産性の向上が期待できる。	年次有給休暇の確実な取得により、労働者の仕事と生活の調和が達成されるとともに、消費拡大効果や、労働時間の削減を通じ、時間単位の労働生産性の向上が期待できる。
政策評価の結果(費用と便益の分析等)	改正案の導入により、新たなルールの周知や定着等に一定の費用を要するが、一方で、労働者の長時間労働が抑制され、仕事と生活の調和の現実や、消費拡大の経済的効果、労働時間の削減に伴う時間単位当たりの労働生産性の向上が期待されることから、費用を大きく上回る便益があると考えられる。また、代替案においては、改正案と同程度の便益が期待できるものの、改正案は、代替案に比べ使用者における規制の遵守費用や行政費用が少ないと見込まれるため、代替案より適切であると考えられる。	
有識者の見解 その他関連事項		
レビューを行う 時期又は条件		

例題 [補足事項]

例題の記載内容においては、以下の点をさらに適切に記述していくことが必要です。

- ・ベースライン(規制を実施しない場合の将来予測)の記述
- ・代替案との比較に関する記述
- ・費用と便益の関係の分析の記述

(参考)総務省による点検過程における補足説明

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

改正案の導入により、5日間の年次有給休暇の付与に係る遵守費用や新たなルールの周知、定着等に一定の行政費用を要するが、一方で、労働者の長時間労働が抑制され、仕事と生活の調和の実現や、消費拡大の経済的効果、労働時間の削減に伴う時間単位当たりの労働生産性の向上が期待されることから、費用を大きく上回る便益があると考えられる。

《代替案との比較に係る補足説明》

代替案を導入することにより、改正案とほぼ同様の便益の発生が見込まれるが、費用の面においては、年次有給休暇を取得させた労働者の労働力を補うための費用や、全ての取得方法を分類した上で、使用者から時季の指定がなされ、毎年5日の年次有給休暇が取得されているか使用者において把握する費用が発生する。

また、新たなルールの周知・定着や義務の履行状況の確認のための行政費用や労働者本人の時季指定権がなくなる社会的費用が発生することが考えられることから、便益が費用を上回るとは必ずしもいえないと考えられる。

しかし、改正案の遵守費用については、代替案と同様に使用者における遵守費用として、年次有給休暇を取得させた労働者の労働力を補うための費用が発生するが、年次有給休暇の取得状況の把握における費用については、その取得方法の全てを分類することなく毎年5日の年次有給休暇が取得されているのみ把握する費用が発生し、行政費用についても、当該内容を確認すればよく、また、社会的費用は発生しないと考えられることから、改正案の方が少ない費用で同様の便益が得られ、改正案が望ましいと考えられる。

演習課題1 進め方

◆演習課題1について（全体：50分）

①事例内容を把握する（10分）

- まずは、各自で事例内容に目を通してください。（5分）
- どのような情報が必要かを検討し、付箋に書き出してください。（5分）

②検討内容の共有（10分）

- ①で検討した内容をグループ内で共有してください。（10分）

③評価書を作成する。（15分）

- 共有した内容を踏まえて、パソコンを用いて必要な情報を検索等しながら、評価書を完成させるために、必要な箇所を記載してください。（15分）

④グループ発表（10分）

- 2～3グループより作成した内容を発表してもらいます。（10分）

⑤解説（5分）

演習課題1 費用と代替案の作成

政策の名称	適格機関投資家等特例業務の見直し															
法令案等の名称・関連条項	金融商品取引法第63条、第63条の3、第63条の4、第63条の5、第63条の6、第192条、第197条の2、第198条の5 等															
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状・問題点】 投資運用業は、原則として登録制となっているが、1名以上の適格機関投資家(プロ)及び、49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能である。</p> <p>「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないことや、投資の素人にも販売が可能なることから投資家に被害を与えるケースが急増している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2010年度</th> <th>2011年度</th> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「プロ向けファンド」届出者数</td> <td>—</td> <td>3,218件</td> <td>3,017件</td> <td>3,022件</td> </tr> <tr> <td>「プロ向けファンド」届出業者に対する相談件数</td> <td>836件</td> <td>1,235件</td> <td>1,518件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【規制改正の目的・必要性】 ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資家被害を適切に防止していくことが必要である。</p> <p>【規制の新設・改廃の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者を定めるとともに、適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項及び添付書類の見直し等を行う。 ・特例業務届出者について、金融商品取引業者とみなして、契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面の交付義務、適合性の原則等の行為規制を適用する。 ・特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善・停止・廃止命令を導入する。 ・適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行う。 		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	「プロ向けファンド」届出者数	—	3,218件	3,017件	3,022件	「プロ向けファンド」届出業者に対する相談件数	836件	1,235件	1,518件	—
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度												
「プロ向けファンド」届出者数	—	3,218件	3,017件	3,022件												
「プロ向けファンド」届出業者に対する相談件数	836件	1,235件	1,518件	—												
想定される代替案	適格機関投資家等特例業務を登録制とする。															

演習課題1 費用と代替案の作成

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
1. 遵守費用		
2. 行政費用		
3. その他の社会的費用	特段の社会的費用は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	今回の措置により、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少すると見込まれる。	代替案により、不適切なファンドの販売を行う業者が排除され、投資家の被害が減少すると見込まれる。
政策評価の結果 (費用と便益の分析等)	<p>【費用と便益の関係】 本件を導入することにより、上記の遵守費用及び行政費用が発生する一方、不適切ファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少するといった便益が見込まれる。これら便益は、遵守費用及び行政費用の増加を上回ると考えられる。</p> <p>【代替案との比較】※上記を踏まえ、代替案と比較した結果を記載ください。</p>	
有識者の見解その他関連事項		
レビューを行う時期又は条件		

演習課題1 別紙資料（総論（1）参考資料より）

本規制における遵守費用においては、事務作業費用などが主な費用となります。
行政費用については、審査や検査の費用に着目することが有効です。

【遵守費用算出項目例】

	初回費用	継続費用
内部実施費用	事務作業費用 =労働単価(円/時)×事務処理時間(時/回) ×年間処理回数(回/年)×該当企業数(社)	※基本的に左記と同様の算定方法ですが、例えば隔年実施など、実施回数の頻度に留意します。
外注費用	事務作業費用 =1回当たり調達費用(円/回)×年間実施回数(回/年) ×該当企業数(社)	

【行政費用算出項目例】

例	初回費用	継続費用
研修実施	研修費用(円/回)×年間実施回数(回/年) ×対象主体数(社、団体)	※基本的に左記と同様の算定方法ですが、例えば隔年実施など、実施回数の頻度に留意します。
認可・認証、審査、検査、モニタリング	労働費用(円/時・日)×1回当たり作業時間(時・日/回) ×年間実施回数(回/年)×対象主体数(社、団体)	
事業者支援 (補助金等交付)	1主体当たり補助額(円/社、団体)×対象主体数(社、団体) ×実施回数(回/年)	

演習課題2 進め方

◆演習課題2について (全体:80分)

①事例内容を把握する(15分)

- まずは、各自で事例内容に目を通してください。(5分)
- どのような情報が必要かを検討し、付箋に書き出してください。(10分)

②検討内容の共有(10分)

- ①で検討した内容をグループ内で共有してください。(10分)

③評価書を作成する。(30分)

- 共有した内容を踏まえて、パソコンを用いて必要な情報を検索等しながら、評価書を完成させるために、必要な箇所を記載してください。(30分)

④グループ発表(15分)

- 2~3グループより作成した内容を発表してもらいます。(15分)

⑤解説(10分)

演習課題2 目的、費用、便益の記述

<p>政策の名称</p>	<p>臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入</p>																												
<p>法令案等の名称・関連条項</p>	<p>現行の道路交通法第90条第1項第1号の2(免許の拒否等)、第97条の2第1項第3号及び第5号(特定失効者及び特定取消処分者に係る認知機能検査)、第101条の4第2項(免許証の有効期間の更新に係る認知機能検査)、第102条(臨時適性検査)、第103条第1項第1号の2(免許の取消し等)、第104条の2の3(臨時適性検査に係る取消し等)、第106条の2(仮免許の取消し等)並びに第108条の2第1項第12号(高齢者講習)</p>																												
<p>規制の目的、内容及び必要性等</p>	<p>【ベースライン】 ※ベースラインはどのようになりますか。別添資料等を参考に記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="443 539 1951 799"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年</th> <th>平成24年</th> <th>平成26年</th> <th>平成30年(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>…上記の表を踏まえ、どのようなことが言えますか。</p> <p>※【規制の内容】から、なぜ規制を行うのか、その背景、問題意識、根拠を記載します。具体的には、「1.現状及び問題点」「2.規制の必要性」の項目から、別紙資料等を参考に作成してください。</p> <p>【規制の目的及び必要性】</p> <p>1. 現状及び問題点 …現状どのようなことが起こっていますか。このまま行けばどのようになりますか。そのような中で現行制度はどのような点に問題がありますか。</p> <p>2. 規制の必要性 …上記を踏まえなぜ規制を行う必要がありますか。</p> <p>【規制の内容】 都道府県公安委員会は、75歳以上の免許保有者が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時的認知機能検査を行うこととする(当該臨時認知機能検査を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とすることとする。) また、公安委員会は、臨時認知機能検査を受けた者が一定の基準に該当した場合には、臨時的講習を行うこととする(当該臨時高齢者講習を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とすることとする。)</p>					平成22年	平成24年	平成26年	平成30年(推計)																				
	平成22年	平成24年	平成26年	平成30年(推計)																									

演習課題2 目的、費用、便益の記述

想定される代替案	75歳以上の免許保有者に対して、1年に1回、認知機能検査の受検を義務付ける。なお、高齢者講習の受講は任意とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
1.遵守費用		
2.行政費用	臨時認知機能検査及び講習の実施については、関連する事務が一定程度発生するものの、現行の認知機能検査体系の一環であること、既存の講習の実施項目の一部を実施すること等から、新たに生じる行政費用は限定的である。	1年に1回の検査の義務付けについては、75歳以上の運転保有者数は、平成26年で約447万人(全体の5.5%)存在するものの、現行の検査体系の一環であることから、新たに生じる行政費用はやや限定的である。
3.その他	臨時認知機能検査が負担となり、免許を返上する保有者が増加する可能性があるが、対象者が限定的であるため、影響は限定的である。	1年に1回の検査の義務付けが負担となり、免許を返上する保有者が増加する可能性がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
政策評価の結果(費用と便益の分析等)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案の費用と便益を比較すると、 ・代替案の費用と便益を比較すると、 ・改正案と代替案を比較すると 	
有識者の見解その他関連事項		
レビューを行う時期又は条件		

演習課題2 別紙資料①

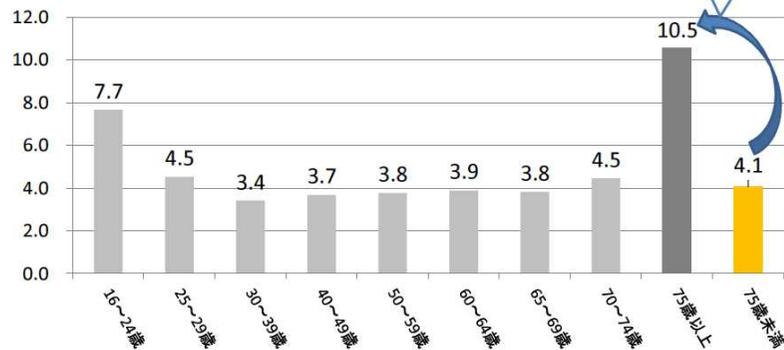
○目的と必要性記載のための参考データ等 (警察庁資料より)

(3) 75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数・構成比 (平成16年～平成26年)



注: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

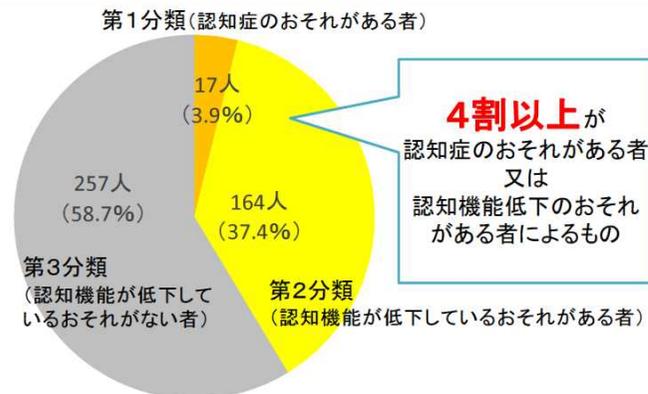
(5) 第1当事者の年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数(平成26年中)



注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

注2: 平成26年12月末現在の免許保有者10万人当たりで算出した数である。

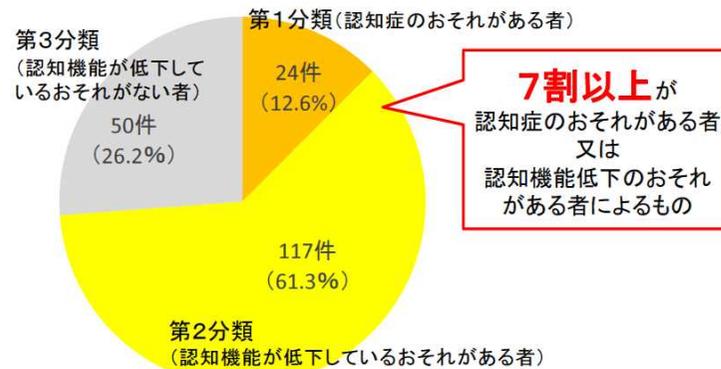
(7) 75歳以上の運転者による死亡事故に係る第1当事者の認知機能検査結果(平成26年)



4割以上が認知症のおそれがある者又は認知機能低下のおそれがある者によるもの

注 平成26年中の死亡事故について、第1当事者が75歳以上であるもの(471件)のうち、事故前に認知機能検査を受検していた438件に対する当該認知機能検査の結果を表記している。
なお、小数点第2位で四捨五入しているため、割合の計は必ずしも一致しない。

(8) 75歳以上の運転者による高速逆走事案に係る認知機能検査結果(平成22年9月～平成26年12月末)



7割以上が認知症のおそれがある者又は認知機能低下のおそれがある者によるもの

注 平成22年9月から平成26年12月末までに発生した高速逆走事案として都道府県警察から報告を受けた事案のうち、事案発生前に当事者が認知機能検査を受検し、結果が判明している191件 に対する当該認知機能検査の結果を表記している。
なお、小数点第2位で四捨五入しているため、割合の計は必ずしも一致しない。

演習課題2 別紙資料②

○目的と必要性記載のための参考データ等（警察庁資料より）

運転免許保有者数の年別推移

年	運転免許保有者数	うち75歳以上高齢者数	75歳以上高齢者数割合	75歳以上高齢者数の対18年比
平成18年	79,329,866	2,577,145	3.2%	
19年	79,907,212	2,830,702	3.5%	1.10
20年	80,447,842	3,041,466	3.8%	1.18
21年	80,811,945	3,239,758	4.0%	1.26
22年	81,010,246	3,505,156	4.3%	1.36
23年	81,215,266	3,748,717	4.6%	1.45
24年	81,487,846	4,030,507	4.9%	1.56
25年	81,860,012	4,247,834	5.2%	1.65
26年	82,076,223	4,474,463	5.5%	1.74
27年	82,150,008	4,779,968	5.8%	1.85

※警察庁「運転免許統計」より

(9)75歳以上の運転免許保有者数の推移



注：平成27年以後については財団法人全日本交通安全協会による「運転免許保有者数等の将来推計に関する調査研究」（平成24年3月）の運転免許保有者数の推計値に基づく。

11

現行制度

70歳から74歳までの者
運転免許証の更新時に高齢者講習を受講

75歳以上の者

- 運転免許証の更新時（3年に1度）に、認知機能検査を受検し、その結果、
 - 第1分類【認知症のおそれがある者】
 - 第2分類【認知機能が低下しているおそれがある者】
 - 第3分類【認知機能が低下しているおそれがない者】
 に分類され、認知機能に応じた高齢者講習を受講
- 第1分類であった者が一定の期間内に信号無視等の一定の違反行為をした場合には、専門医の診断（臨時適性検査）を受検

道路交通法第90条第1項第1号の2及び同法第103条第1項第1号の2により、認知症に該当した者は運転免許の取消し等の対象とされている。

認知機能は3年を待たずして低下する可能性があるところ、現在、認知機能検査の機会が3年に1度に限られており、認知機能の現状把握及び現状に基づく安全運転指導が行われていない。



演習課題2 別紙資料③

○費用算出のための参考データ等

	改正案	代替案
遵守費用	できるだけ定量的な記載としてください。 ●75歳以上の免許保有者のうち、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたものには臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を義務付ける。 (参考)一定違反行為者(平成26年)×受検料	できるだけ定量的な記載としてください。 ●75歳以上の免許保有者に対して1年に1回認知機能検査受検を義務付ける。 (参考)免許保有者(平成26年)×受検料
	参考データ 警察庁HP http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/koshu/koshu/over75.html ※交通法施行令で定められている認知機能検査の検査手数料の標準額については650円とされており、臨時認知機能検査の検査手数料についてはおおむね同等の金額となることを予定している。	

演習課題3 進め方

◆演習課題3について（全体：50分）

①事例内容を把握する（5分）

- ・ 各自で事例内容に目を通してください。

②検討内容の共有（5分）

- ・ ①で検討した内容をグループ内で共有してください。（5分）

③評価書を作成する。（25分）

- ・ 共有した内容を踏まえて、パソコンを用いて必要な情報を検索等しながら、評価書を完成させるために、必要な箇所を記載してください。（25分）

④グループ発表（10分）

- ・ 2～3グループより作成した内容を発表してもらいます。（10分）

⑤解説（5分）

演習課題3 規制緩和の例 便益の算出

政策の名称	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例
法令案等の名称・関連条項	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)附則第5条による農地法(昭和27年法律第229号)第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)第1項第9号の次に1号を加える改正法
規制の目的、内容及び必要性等	<p>※この場合のベースラインは、どうなるでしょうか。また、ベースラインとしてどのような情報を記載することが望ましいでしょうか。</p> <p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村の活力が低下する中で、再生可能エネルギーの導入による分散型エネルギーシステムへの転換が国の重要課題となっており、農山漁村に豊富に存在する未利用資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進することにより、所得の向上等を通じた農山漁村の活性化を図ることが期待できる。 ・一方、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、農林地等の適切な利用に向けた調整が必要となる。また、再生可能エネルギー発電設備の整備には、一定のまとまった土地の確保が必要となる場合があることから、農林地等の適切な利用に向けた調整を行い、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と農地の集約化を行うことが重要である。しかし実際の農地の集約化や転用、所有権の移転などには農地法の規定により、農業委員会の許可を受けなければならない。 <p>【規制緩和の目的と内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地等の権利移転を促進する計画制度(農林地所有権移転等促進事業)を設ける目的 農林地等の権利調整が円滑に行われるよう、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)において、市町村が中心となって計画を作成。複数の地権者に係る農林地等の権利移転を一括して処理する制度として、農林地所有権移転等促進事業に関する規定を設ける。 ・農林地所有権移転等促進事業の内容 市町村は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する基本的な計画」を作成することができる。基本計画を作成した市町村は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者から計画に従って農林地の所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めることができる。当該計画を公告することにより、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって権利移動の効果が生じる。 ・農地法第3条第1項を適用除外 公告が行われた計画に定めるところによって権利が移動する場合は、既に農業委員会の決定を経ていることから、改めて農業委員会として許可する必要はなく、農地法第3条第1項の規定を適用除外とする。
想定される代替案	本措置は、市町村が所有権移転等促進計画を定め、公告した場合に実質的に農地法第3条第1項に基づく効果が生じることから、改めて、農地の所有権等を持つ者が農地法第3条第1項の手続を行わないこととするものであり、農地法第3条第1項の規制の廃止そのものを代替案とすることは適切ではない。また、今回の適用除外を行うこと以外の代替案も想定されない。このため、代替案は設定しないこととする。

演習課題3 別紙資料

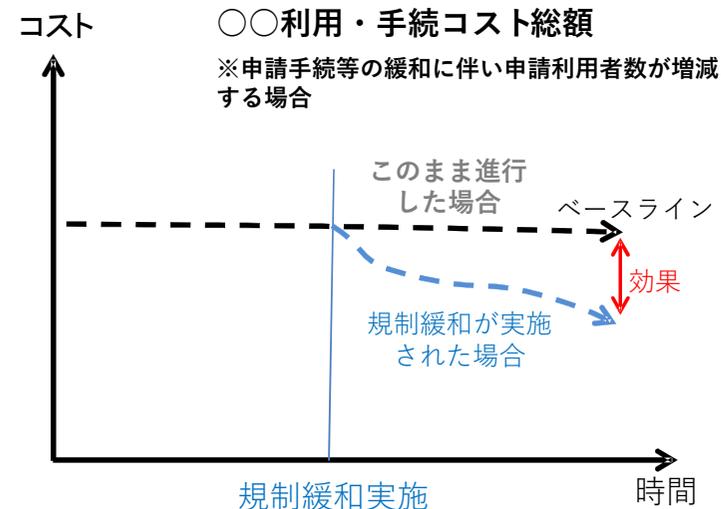
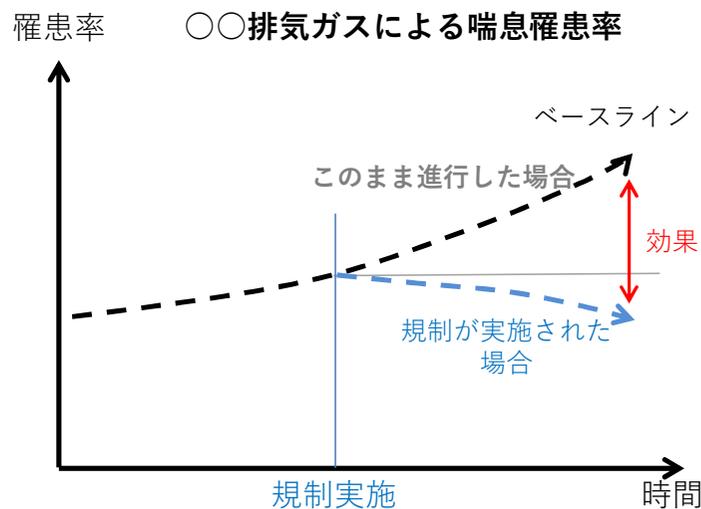
便益算出のための参考データ等

- 行政書士報酬額(日本行政書士会連合会)
<https://www.gyosei.or.jp/wp-content/uploads/2016/03/12ad4f65cba6f63c3518bf14b58fdd64.pdf>
「18 農地法第3条許可申請」平均的な報酬額を参照
- 農林地所有権移転等促進事業が行われる場合の1地域当たりの地権者の数は不明。
類似の事業である「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に基づく農林地所有権移転等促進事業」における、田畑の権利移転等が含まれる農林地所有権移転等促進事業1地域当たりの地権者の数の平均である3.4名である。
- 農林地所有権移転等促進事業が行われる地域数は不明。
田のほ場整備率が全国平均(61.7%、平成21年)を上回る県においても同事業が行われる可能性のある地域がある。
このことから、
ほ場整備率が全国平均以上の18道県においては毎年1件、
全国平均を下回る29都府県では毎年2件ずつ同事業が行われるものと想定できる。
- 本事業は、10年程度継続することを見込み、便益算出については、10年間分を算出する。
- 農業委員会の経費は、1件当たり4万円とする。

演習課題3 解説 (総論(1)より引用)

ベースラインを設定します。

- 規制の事前評価に当たっては、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」と「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較分析することとなります。ここで、前者の**規制を行わない場合に想定される状況をベースライン**といいます。
- ベースラインは、規制以外は、何の対策や措置をとっていない状態です。ベースラインを明確にしておくことは、分析上極めて重要といえます。
- 以上は**規制緩和**の場合についても同様です。規制を緩和する場合は、これまでどおり規制を継続していく状態をベースラインとしてください。
- ベースラインは、一般的には過去のトレンドを採用していくことが通常ですが、**外部要因等を含めた今後の予測を考慮したもの**でなければなりません。**現在行っている施策や政策が将来に与える影響を反映したベースライン**とすべきです。
- なお、後出の代替案との比較を検討する際もベースラインをもとに評価を行うこととなります。



演習課題1 解題

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
1. 遵守費用	<p>適格機関投資家等特例業務を行おうとする業者において、欠格事由が参入要件として導入され、行為規制等が強化されることで、これらの業者の届出提出に係る費用や行為規制の遵守に係る費用が発生する。</p> <p>【参考】費用算定式例 事務単価(円/時)×届出及び書面交付にかかる時間(時間/回)×年間処理回数(回/年)×特例業務を行う業者数</p>	<p>適格機関投資家等特例業務を行おうとする業者において、欠格事由及び人的構成要件が参入要件として導入され、行為規制等が強化されることで、これらの業者が登録申請を行うための費用や行為規制の遵守に係る費用が発生するほか、登録の審査に一定の期間を要することとなる。</p> <p>【参考】費用算定式例 事務単価(円/時)×登録及び書面交付にかかる時間(時間/回)×年間処理回数(回/年)×特例業務を行う業者数</p>
2. 行政費用	<p>国において、適格機関投資家等特例業務の届出受理、特例業務届出者に対する検査・監督を行うための費用が発生する。</p> <p>【参考】費用算定式例(以下の合計) ・届出費用:事務単価(円/時)×届出審査にかかる時間(時間/回)×年間処理回数(回/年) ・検査・監督費用:事務単価(円/時)×検査・監督にかかる時間(時間/回)×年間処理回数(回/年)</p>	<p>国において、適格機関投資家等特例業務の登録審査、登録業者に対する検査・監督を行うための費用が発生する。</p> <p>【参考】費用算定式例(以下の合計) ・登録費用:事務単価(円/時)×登録審査にかかる時間(時間/回)×年間処理回数(回/年) ・検査・監督費用:事務単価(円/時)×検査・監督にかかる時間(時間/回)×年間処理回数(回/年)</p>
3. その他の社会的費用	<p>特段の社会的費用は発生しない。</p>	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>今回の措置により、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少すると見込まれる。</p>	<p>代替案により、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少すると見込まれる。</p>
政策評価の結果(費用と便益の分析等)	<p>【費用と便益の関係】 本件を導入することにより、上記の遵守費用及び行政費用が発生する一方、不適切ファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少するといった便益が見込まれる。これら便益は、遵守費用及び行政費用の増加を上回ると考えられる。</p> <p>【代替案との比較】 代替案においては、上記の遵守費用及び行政費用が発生する一方、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少するといった便益が見込まれる。これら便益は、遵守費用及び行政費用の増加を上回ると考えられる。 本案と代替案を比較すると、本案と代替案によって得られる便益はおおむね同等であるものの、代替案では、登録審査に係る行政費用が発生するなど、本案における届出受理に係る行政費用以上の費用増加が見込まれる。したがって、本案と代替案は、便益は概ね同等であるものの、費用の点において本案が代替案を下回ることから、本案による改正が適当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項		
レビューを行う時期又は条件		

演習課題2 解題

政策の名称	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入																									
法令案等の名称・関連条項	現行の道路交通法第90条第1項第1号の2(免許の拒否等)、第97条の2第1項第3号及び第5号(特定失効者及び特定取消処分者に係る認知機能検査)、第101条の4第2項(免許証の有効期間の更新に係る認知機能検査)、第102条(臨時適性検査)、第103条第1項第1号の2(免許の取消し等)、第104条の2の3(臨時適性検査に係る取消し等)、第106条の2(仮免許の取消し等)並びに第108条の2第1項第12号(高齢者講習)																									
規制の目的、内容及び必要性等	【ベースライン】																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年</th> <th>平成24年</th> <th>平成26年</th> <th>平成30年(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳以上免許保有者(人)</td> <td>3,505,156</td> <td>4,030,507</td> <td>4,474,463</td> <td>5,325,361</td> </tr> <tr> <td>運転免許保有者に対する75歳以上高齢者数割合(%)</td> <td>4.3</td> <td>4.9</td> <td>5.5</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>75歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数(件)</td> <td>444</td> <td>460</td> <td>471</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>死亡事故件数全体に対する構成比(%)</td> <td>10.0</td> <td>11.8</td> <td>12.9</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年	平成24年	平成26年	平成30年(推計)	75歳以上免許保有者(人)	3,505,156	4,030,507	4,474,463	5,325,361	運転免許保有者に対する75歳以上高齢者数割合(%)	4.3	4.9	5.5	6.5	75歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	444	460	471	500	死亡事故件数全体に対する構成比(%)	10.0	11.8	12.9	16.6
	平成22年	平成24年	平成26年	平成30年(推計)																						
75歳以上免許保有者(人)	3,505,156	4,030,507	4,474,463	5,325,361																						
運転免許保有者に対する75歳以上高齢者数割合(%)	4.3	4.9	5.5	6.5																						
75歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	444	460	471	500																						
死亡事故件数全体に対する構成比(%)	10.0	11.8	12.9	16.6																						
<p>75歳以上の免許保有者は、年々増加傾向にあり、平成30年には約533万人に上ると推測されているほか、運転免許保有者に対する75歳以上高齢者数割合も増加傾向にある。また、75歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び死亡事故件数全体に対する構成比についても年々増加傾向にあり、現行制度が継続することを前提に、平成22年から26年の増加率を平成26年の実績に適用した場合、平成30年にはそれぞれ500件、16.6%に上ると推計される。</p>																										
<p>【規制の目的及び必要性】</p> <p>1. 現状及び問題点</p> <p>近年、75歳以上の高齢運転者による交通事故が増加しており、警察庁資料「75歳以上の運転者による高速逆走事案に係る認知機能検査結果(平成22年9月～平成26年12月末)」によると、75歳以上の運転者による高速逆走事案は、7割以上が認知症のおそれがある者又は認知機能低下のおそれがある者によるものによって引き起こされている。</p> <p>また、認知症に該当した者は、道路交通法第90条第1項第1号の2及び同法第103条第1項第1号の2により、運転免許の取消し等の対象とされており、現行制度では、75歳以上の免許保有者は、運転免許証の有効期間の更新に際して3年に1度認知機能検査を受け、その結果に基づく高齢者講習を受講することとなっている。</p> <p>一方、認知機能は3年を待たずに低下する可能性が指摘されており、現行制度では、適切なタイミングでの認知機能の現状把握及び高齢者講習の実施が困難となっている。</p> <p>2. 規制の必要性</p> <p>上記から、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を防止することが急務となっており、速やかに認知機能の現状を把握し、当該認知機能の現状に応じた適切な安全運転支援を行うなどの措置を講ずることができる制度を設ける必要がある。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>都道府県公安委員会は、75歳以上の免許保有者が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時的認知機能検査を行う(当該臨時認知機能検査を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とする。)。また、公安委員会は、臨時認知機能検査を受けた者が一定の基準に該当した場合には、臨時的講習を行う(当該臨時高齢者講習を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とする。))。</p>																										

演習課題2 目的、費用、便益の記述

想定される代替案	75歳以上の免許保有者に対して、1年に1回、認知機能検査の受検を義務付ける。なお、高齢者講習の受講は任意とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
1. 遵守費用	75歳以上の免許保有者のうち、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたものには臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を義務付けることから、以下の遵守費用の発生が想定される。 $(4,474,463 \text{人} (\text{平成26年度}) \times \text{違反率}) \times 650 \text{円} = 2,908,400,950 \text{円}$ (約30億円) 以下(違反率によるが、違反率は不明) 【参考】費用算定式例 $(\text{時間単価}(\text{円}/\text{時}) \times \text{検査} \cdot \text{受講にかかる時間}(\text{時間}/\text{回}, \text{移動含む}) + \text{移動にかかる費用} + \text{受検料}) \times 75 \text{歳以上免許保有者における一定違反行為者数}$	75歳以上の免許保有者に対して1年に1回認知機能検査受検を義務付けることから、以下の遵守費用の発生が想定される。 $4,474,463 \text{人} (\text{平成26年度}) \times 650 \text{円} = 2,908,400,950 \text{円}$ (約30億円) 【参考】費用算定式例 $(\text{時間単価}(\text{円}/\text{時}) \times \text{検査にかかる時間}(\text{時間}/\text{回}, \text{移動含む}) + \text{移動にかかる費用} + \text{受検料}) \times 75 \text{歳以上免許保有者}$
2. 行政費用	臨時認知機能検査及び講習の実施については、関連する事務が一定程度発生するものの、現行の認知機能検査体系の一環であること、既存の講習の実施項目の一部を実施すること等から、新たに生じる行政費用は限定的である。	1年に1回の検査の義務付けについては、75歳以上の運転保有者数は、平成26年で約447万人(全体の5.5%)存在するものの、現行の検査体系の一環であることから、新たに生じる行政費用はやや限定的である。
3. その他	臨時認知機能検査が負担となり、免許を返上する保有者が増加する可能性があるが、対象者が限定的であるため、影響は限定的である。	1年に1回の検査の義務付けが負担となり、免許を返上する保有者が増加する可能性がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	臨時認知機能検査の結果を臨時適性検査の端緒として活用したり、当該結果に基づく臨時高齢者講習を実施したりすることにより、適時・適切に安全運転支援等を講ずることが可能であり、認知症又は認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐことが可能となる。	1年に1回検査を義務付けることで、免許保有者自身が認知機能低下の進行状況を把握することが可能となり、現状に対する理解が進む。講習受講は、義務付けられていないが、自発的な行動により認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐことが可能となる。
政策評価の結果(費用と便益の分析等)	<ul style="list-style-type: none"> 改正案の費用と便益を比較すると、費用の面では、遵守費用が年間30億円を下回る範囲で生じるものの、行政費用及びその他の社会的費用は限定的である。一方、便益の面では、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐ効果が期待でき、費用以上の便益があるものと評価することができる。 代替案の費用と便益を比較すると、費用の面では、行政費用は限定的であるものの、遵守費用が年間30億円程度生じるほか、その他社会的費用として免許を返上する保有者の増加が想定される。一方、便益の面では、75歳以上の免許保有者の認知機能に係る現状把握を毎年行うことができ、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐ効果が期待できるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。 改正案と代替案を比較すると、改正案は中効果・低コストであり、代替案は高効果・高コストである。代替案は得られる効果が高いものの、免許を返上する保有者の増加が想定されるなど、社会に及ぼす影響が大きいと考えられることから、規制案を採用することとする(政策判断)。 	

有識者の見解その他関連事項

レビューを行う時期又は条件

演習課題3 解題

<p>政策の名称</p>	<p>農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例</p>
<p>法令案等の名称・関連条項</p>	<p>農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)附則第5条による農地法(昭和27年法律第229号)第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)第1項第9号の次に1号を加える改正法</p>
<p>規制の目的、内容及び必要性等</p>	<p>※ベースラインは、どのような状態を設定すべきでしょうか。また、ベースラインとしてどのような情報を記載することが望ましいでしょうか。</p> <p>ベースラインは、改正を行わない状態(規制が継続した状態・現状の継続)となる。</p> <p>記載することが望ましい情報としては、再生可能エネルギー発電の導入に係る農地転用の潜在希望者数等が考えられる。</p> <p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村の活力が低下する中で、再生可能エネルギーの導入による分散型エネルギーシステムへの転換が国の重要課題となっているところ、農山漁村に豊富に存在する未利用資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進することにより、所得の向上等を通じた農山漁村の活性化を図ることが期待できる。 ・一方、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、農林地等の適切な利用に向けた調整が必要となる。また、再生可能エネルギー発電設備の整備には、一定のまとまった土地の確保が必要となる場合があることから、農林地等の適切な利用に向けた調整を行い、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と農地の集約化を行うことが重要である。しかし実際の農地の集約化や転用、所有権の移転などには農地法の規制により、農業委員会の許可を受けなければならない。 <p>【規制緩和の目的と内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地等の権利移転を促進する計画制度(農林地所有権移転等促進事業)を設ける目的 <p>農林地等の権利調整が円滑に行われるよう、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)において、市町村が中心となって計画を作成。複数の地権者に係る農林地等の権利移転を一括して処理する制度として、農林地所有権移転等促進事業に関する規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地所有権移転等促進事業の内容 <p>市町村は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する基本的な計画」を作成することができる。基本計画を作成した市町村は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者から計画に従って農林地の所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めることができる。当該計画を公告することにより、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって権利移動の効果が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条第1項を適用除外 <p>公告が行われた計画に定めるところによって権利が移動する場合は、既に農業委員会の決定を経ていることから、改めて農業委員会として許可する必要はなく、農地法第3条第1項の規定を適用除外とする。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>本措置は、市町村が所有権移転等促進計画を定め、公告した場合に実質的に農地法第3条第1項に基づく効果が生じることから、改めて、農地の所有権等を持つ者が農地法第3条第1項の手続を行わないこととするものであり、農地法第3条第1項の規制の廃止そのものを代替案とすることは適切ではない。また、今回の適用除外を行うこと以外の代替案も想定されない。このため、代替案は設定しないこととする。</p>

演習課題3 解題

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
1. 遵守費用	特段の費用は発生しない。	—
2. 行政費用	特段の費用は発生しない。	—
3. その他の社会的費用	特段の費用は発生しない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>※別紙資料を参考に、次の項目について便益を算出してください。規制緩和によって本来発生していた費用がなくなるため、その費用分を便益と考えます。</p> <p>○農地等の権利者の便益 農地等の権利者の便益として、行政書士依頼費用の減少分が考えられる。 行政書士依頼費用×地権者数 3万円×3.4名×(18+29×2)地域=775.2万円 10年間の継続を見込んだ場合7,752万円となる。</p> <p>○農業委員会の便益 農業委員会の便益として、農業委員会にかかる経費の減少分が考えられる。 農業委員会経費×地権者数 4万円×3.4名×(18+29×2)地域=1,033.6万円 10年間の継続を見込んだ場合1億336万円となる。</p>	
政策評価の結果(費用と便益の分析等)	<p>上記のとおり、遵守費用、行政費用とも特段の費用は発生せず、また本法案の見直しを行うまでの10年間において、(1億8,086)万円の便益が推計される。さらに、農地等の権利移動に係る手続が迅速化されるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備と農地等の集約化が地域にとって望ましい形で行われるという便益も考えられる。これら費用と便益を比較すると、費用より便益が上回ることから、本件規制緩和を行うことが妥当である。</p>	
有識者の見解その他関連事項		
レビューを行う時期又は条件		